

# お知らせ

平成27年3月18日付けで

排煙告示・1436号が改正されました

第四号ハ

が

第四号ニ

に改正されていますので、ご注意ください

○国土交通省告示第四百二二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の二第一項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分

定める件（平成十二年建設省告示第四百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第四号中「二」を「ホ」に改め、二をホとし、ハをニとし、同号ロ中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。」を「法」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。）以外の建築物の部分の全てが令第二百二十六条の二第一項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるものいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）

(1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。別表第一（欄）に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（入所する者の使用するものを除く）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。

(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

附則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件の一部改正）

第二条 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件（平成二十七年国土交通省告示第百八十四号）を次のように改正する。

第四条のうち、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（第四号の改正規定中「第四号ロ」を「第四号ハ」に改める。）